

改正案

担保付社債信託法施行細則

第一条 担保付社債ニ関スル信託事業ヲ営ムトスル会社ハ免許申請書ニ次ノ書類ヲ添付シテ差出スヘシ  
一 三 (略)

② 前項ノ書類ノ外株式会社ニ在リテハ株主ノ氏名又ハ商号及其ノ持株数ヲ記載シタル書面並ニ創立總會ノ議事録(会社法(平成十七年法律第八十六号) 第八十二条第一項ノ規定ニ依リ創立總會ノ決議アリタルモノト看做サルル場合ニ於テハ当該場合ニ該当スルコトヲ証明スル書面)ヲ添付スルコトヲ要ス

③ 前二項ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ内閣総理大臣次ノ基準ニ適合スルヤ否ヤヲ審査スヘシ  
一 四 (略)  
④・⑤ (略)

第二条 会社力其ノ目的ヲ変更シテ担保付社債ニ関スル信託事業ヲ営ムトスルトキハ免許申請書ニ次ノ書類ヲ添付シテ差出スヘシ  
一・二 (略)

三 目的変更ニ関スル株主總會ノ議事録(会社法ノ規定ニ依リ株主總會ノ決議アリタルモノト看做サルル場合ニ於テハ当該場合ニ該当スルコトヲ証明スル書面以下同ジ)又ハ総社員ノ同意アリタルコトヲ証明スル書面(定款ニ別段ノ定アル場合ニ於テハ其ノ定ニ依ル手續アリタルコトヲ証明スル書面以下同ジ)

四 最終ノ貸借対照表(関連スル注記ヲ含ム。以下同ジ。)  
五 最終ノ損益計算書(関連スル注記ヲ含ム。以下同ジ。)  
六 最終ノ株主資本等変動計算書(関連スル注記ヲ含ム。以下同ジ。)又ハ社員資本等変動計算書(関連スル注記ヲ含ム。以下同ジ。)

② 前項ノ書類ノ外株式会社ニ在リテハ株主ノ氏名又ハ商号若ハ名称及其ノ持株数ヲ記載シタル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

(削る)

現行

担保付社債信託法施行細則

第一条 担保付社債ニ関スル信託事業ヲ営ムトスル会社ハ免許申請書ニ左ノ書類ヲ添付シテ差出スヘシ  
一 三 (略)

② 前項ノ書類ノ外株式会社ニ在リテハ株主ノ氏名又ハ商号及其ノ持株数ヲ記載シタル書面並ニ創立總會ノ議事録ヲ添付スルコトヲ要ス

③ 前二項ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ内閣総理大臣左ノ基準ニ適合スルヤ否ヤヲ審査スヘシ  
一 四 (略)  
④・⑤ (略)

第二条 会社力其ノ目的ヲ変更シテ担保付社債ニ関スル信託事業ヲ営ムトスルトキハ免許申請書ニ左ノ書類ヲ添付シテ差出スヘシ  
一・二 (略)

三 目的変更ニ関スル株主總會ノ議事録(商法ノ規定ニ依リ株主總會ノ決議アリタルモノト看做サルル場合ニ於テハ当該場合ニ該当スルコトヲ証明スル書面以下同ジ)若ハ社員總會ノ決議ヲ記載シタル書面又ハ総社員ノ同意アリタルコトヲ知ルニ足ル書面

四 最終ノ貸借対照表  
五 最終ノ損益計算書及利益ノ処分ニ関スル書面  
(新設)

② 前項ノ書類ノ外株式会社ニ在リテハ株主ノ氏名又ハ商号及其ノ持株数ヲ記載シタル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二条ノ二 信託会社ハ信託契約ニ依リ株式ヲ社債ノ担保ト為サムトスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添付シテ差出スヘシ

一 信託証書案

(削る)

第三条 信託会社カ信託契約ヲ締結シタルトキハ遅滞ナク次ノ書類ヲ添付シテ届出ツヘシ

一 信託証書(信託証書ガ書面ヲ以テ作成セラレタルトキハ其ノ謄本以下同ジ)

二 〽三 (略)

四 発行会社(担保付社債信託法(以下法ト謂フ)第二条第一項ニ規定スル発行会社ヲ謂フ

第十五条ニ於テ同ジ)ノ営業状態ヲ知ルニ足ル書面

(削る)

(削る)

第三条ノ二 信託会社ガ法第二十一条第二項ノ規定ニ依リ信託証書ニ同項各号ニ掲グル事項ヲ付記シタルトキハ遅滞ナク次ノ書類ヲ添付シテ届出ツベシ

一 信託証書

二 前条第三号及第四号ノ書類

第三条ノ三 信託会社ガ法第二十三条第一項ノ規定ニ依リ信託証書ニ同条第二項各号ニ掲グル事項ヲ付記シタルトキ又ハ法第七十四条若ハ第七十五条ノ規定ニ依リ契約ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク次ノ書類ヲ添付シテ届出ツベシ

二 委託会社ノ社債募集ニ関スル株主総会ノ議事録

三 担保ト為サムトスル株式ノ銘柄毎ニ数量、価格、一株ノ払込額及其ノ価格並ニ株式以外ノ担保アルトキハ其ノ種類及価格ヲ記載シタル書面

四 社債募集ノ事由ヲ記載シタル書面

五 委託会社及担保ト為サムトスル株式ヲ発行シタル会社ノ営業状態ヲ知ルニ足ル書面

第二条ノ三 信託会社ハ担保付社債信託法(以下法ト謂フ)第七十四条又ハ第七十五条ノ契約

ニ依リ株式ヲ社債ノ担保ト為サムトスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添付シテ差出スヘシ

一 契約証書案

二 社債ノ未償還高ヲ記載シタル書面

三 追加又ハ変更セムトスル担保ニ付前条第三号ノ書面

四 担保ノ追加又ハ変更ノ事由ヲ記載シタル書面

五 担保ヲ変更スル場合ニハ法第七十五条ニ依ル社債権者集会ノ議事録又ハ代表者ノ決定ヲ証スル書面

六 前条第五号ノ書類

第三条 信託会社カ信託契約ヲ締結シタルトキハ遅滞ナク左ノ書類ヲ添付シテ届出ツヘシ

一 信託証書謄本

二 〽三 (略)

四 委託会社ノ営業状態ヲ知ルニ足ル書面

② 前項第一号ノ信託証書カ金融庁長官ノ認可ヲ要スルモノナルトキハ認可ノ証印アル信託証書ノ謄本ナルコトヲ要ス

③ 前項ノ認可カ効力ヲ失ヒタルトキハ遅滞ナク其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添付シテ届出ツベシ

第三条ノ二 信託会社カ法第十九条ノ三ノ規定ニ依リ契約ヲ締結シタルトキハ遅滞ナク左ノ書類ヲ添付シテ届出ツベシ

一 契約証書謄本

二 前条第一項第三号乃至第五号ノ書類

第三条ノ三 信託会社カ法第三十二条又ハ第七十四条若ハ第七十五条ノ規定ニ依リ契約ヲ締結シタルトキハ遅滞ナク左ノ書類ヲ添付シテ届出ツベシ

- 一 信託証書
- 二 担保付社債ノ総額ヲ減額シタル理由又ハ契約変更ノ事由ヲ記載シタル書面
- 三 法第七十四条又ハ第七十五条ノ規定ニ依ル契約変更ナルトキハ担保ノ異動及価格ノ増減ニ関スル書面

第四条 (略)

(削る)

第六条 外国会社ト信託契約ヲ締結セムトスル物上担保ノ目的タル財産ヲ有スル者ハ許可申請書ニ次ノ書類ヲ添付シテ差出スヘシ

- 一 (略)
- 二 社債募集ニ関シ取締役ノ過半数ノ一致アリタルコトヲ証明スル書面若ハ取締役会ノ議事録(会社法第三百七十条ノ規定ニ依リ取締役会ノ決議アリタルモノト看做サル場合ニ於テハ当該場合ニ該当スルコトヲ証明スル書面以下同ジ)若ハ同法第四百十六條第四項ノ取締役会ノ決議ニ依ル委任ニ基ク執行役ノ決定アリタルコトヲ証明スル書面(当該取締役会ノ議事録ヲ含ム以下同ジ)又ハアル社員ノ一致アリタルコトヲ証明スル書面
- 三 社債ニ付スベキ担保ノ種類及価格ヲ記載シタル書面
- 四 第三条第一項第四号ノ書類
- 五 五七 (略)

第七条 法第十七條第四項ノ届書ニハ代表者タル資格ヲ証明スル書面ヲ添付スヘシ

第八条ノ二 担保付社債信託法施行令第二条第一項ノ規定ニ依リ示スベキ電磁的方法ノ種類及内容ハ次ニ掲グル事項トス

- 一 次ニ掲グル方法ノ内送信者ガ使用スルモノ
  - イ 送信者ノ使用ニ係ル電子計算機ト受信者ノ使用ニ係ル電子計算機トヲ電気通信回線ヲ接続シタル電子情報処理組織ヲ使用スル方法ニシテ当該電気通信回線ヲ通ジテ情報ガ送信セラレ受信者ノ使用ニ係ル電子計算機ニ備ヘラレタルファイルニ当該情報ガ記録セララルモノ
  - ロ 磁気ディスク其ノ他此ニ準ズル方法ニ依リ一定ノ情報ヲ確実ニ記録スルコトヲ得ルモノヲ以テ調製スルファイルニ情報ヲ記録シタルモノヲ交付スル方法
  - 二 ファイルヘノ記録ノ方式

第八条ノ三 信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第百七号)第二十九條、第三十條及第

- 一 契約証書謄本
- 二 契約締結ノ事由ヲ記載シタル書面
- 三 法第七十四条又ハ第七十五条ノ規定ニ依ル契約ナルトキハ担保ノ異動及価格ノ増減ニ関スル書面

② 第四条 (略)

② 前条第二項ノ規定ハ前項ノ契約又ハ変更ニ関シ之ヲ準用ス

第六条 外国会社ト信託契約ヲ締結セムトスル会社ハ許可申請書ニ左ノ書類ヲ添付シテ差出スヘシ

- 一 (略)
- 二 社債募集ニ関スル株主總會ノ議事録
- 三 社債ニ付スベキ担保ノ種類及価格ヲ記載シタル書面
- 四 第三条第一項第四号及第五号ノ書類
- 五 五七 (略)

第七条 法第十七條第四項ノ届書ニハ代表者タル資格ヲ証明スル書面ヲ添付スヘシ

第八条ノ二 法第四十一条第三項(法第六十二条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ規定スル内閣府令ニ定ムルモノハ左ニ掲グルモノトス

- 一 送信者ノ使用ニ係ル電子計算機ト受信者ノ使用ニ係ル電子計算機トヲ電気通信回線ヲ接続シタル電子情報処理組織ヲ使用スル方法ニシテ其ノ電気通信回線ヲ通ジテ情報ガ送信セラレ受信者ノ使用ニ係ル電子計算機ニ備ヘラレタルファイルニ其ノ情報ガ記録セララルモノ
- 二 磁気ディスク其ノ他此ニ準ズル方法ニ依リ一定ノ情報ヲ確実ニ記録スルコトヲ得ルモノヲ以テ調製スルファイルニ情報ヲ記録シタルモノヲ交付スル方法
- ② 前項各号ニ掲グル方法ハ受信者ガファイルヘノ記録ヲ出力スルコトニ依ル書面ヲ作成スルコトヲ得ルコトヲ要ス

第八条ノ三 担保付社債信託法施行令第二条第一項(同令第三条及第四条ニ於テ準用スル場合

三十九條乃至第四十一條ノ規定ハ法第八條ノ二ノ規定ニ依リ信託業法第二十二條、第二十四條、第二十八條第三項及第二十九條ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ヲ準用ス

② 法第八條ノ二ニ於テ準用スル信託業法第二十九條第三項但書ニ規定スル内閣府令ニ定ムル場合ハ社債権者集会ノ決議ニ基キ取引ヲ行フ場合トス

(削る)

(削る)

第九條 信託会社ハ社債権者集会ノ招集アリタルトキハ遅滞ナク集会ノ目的、場所、期日及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ添付シテ届出ツヘシ

② 社債権者集会ノ決議又ハ其ノ選任シタル代表者ノ為シタル決定ヲ執行シタルトキハ執行者ハ遅滞ナク其ノ顛末ヲ記載シタル書面ヲ添付シテ届出ツヘシ

第十一條 法第八十九條ニ依ル申請書ニハ社債権者集会ノ議事録ノ外次ノ書類ヲ添付スヘシ

一 法第八十九條第一項ノ場合ニ於テハ其ノ為スヘキ行為ヲ怠リタル事実ヲ証明スル書面  
二 (略)

第十二條 法第九十四條ニ依ル申請書ニハ次ノ書類ヲ添付シテ差出スヘシ但シ申請者カ社債権者集会ナルトキハ尚ホ其ノ議事録ヲ添付スヘシ

一 担保ノ消滅又ハ其ノ価格ノ減少シタル事実カ受託会社ノ故意若ハ過失ニ出テタル事実ヲ証明スル書面  
二 (略)

(削る)

第十三條 信託会社カ法第八十八條第三項及第九十四條第一項ノ規定ニ依リ供託ヲ為シタルトキハ遅滞ナク供託シタル事実ヲ証明スル書面ヲ添へ届出ツヘシ

ヲ含ムノ規定ニ依リ示スベキ電磁的方法ノ種類及内容ハ左ニ掲グル事項トス  
一 前條第一項各号ニ掲グル電磁的方法ノ内送信者ガ使用スルモノ  
二 ファイルヘノ記録ノ方式

第八條ノ四 法第四十一條第四項ニ規定スル電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラレルモノトシテ内閣府令ニ定ムルモノハ第八條ノ二第一項第二号ニ規定スルファイルニ情報ヲ記録シタルモノトス

② 法第四十一條第四項ニ規定スル署名ニ代フル措置ニシテ内閣府令ニ定ムルモノハ電子署名及び認証業務ニ関する法律第二條第一項ノ電子署名トス

第八條ノ五 法第四十二條第二号及第六十一條第二項第一号ニ規定スル内閣府令ニ定ムル方法ハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ紙面又ハ出力装置ノ映像面ニ表示スル方法トス

第九條 信託会社ハ社債権者集会ノ招集アリタルトキハ遅滞ナク集会ノ目的、場所、期日及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ添付シテ届出ツヘシ

② 社債権者集会ノ決議又ハ其ノ選任シタル代表者ノ為シタル決定ヲ執行シタルトキハ執行者ハ遅滞ナク其ノ顛末ヲ記載シタル書面ヲ添付シテ届出ツヘシ

第十一條 法第八十九條ニ依ル申請書ニハ社債権者集会ノ議事録ノ外左ノ書類ヲ添付スヘシ

一 法第八十九條第一項ノ場合ニ於テハ其ノ為スヘキ行為ヲ怠リタル事実ヲ証明スル書面  
二 (略)

第十二條 法第九十四條ニ依ル申請書ニハ左ノ書類ヲ添付シテ差出スヘシ但シ申請者カ社債権者集会ナルトキハ尚ホ其ノ議事録ヲ添付スヘシ

一 担保ノ消滅又ハ其ノ価格ノ減少シタル事実カ受託会社ノ故意若ハ過失ニ出テタル事実ヲ証明スル書面  
二 (略)

第十二條ノ二 本令中社債権者集会ニ関スル規定ハ法第六十六條又ハ第六十七條ノ規定ニ依ル社債権者ノ集会ニ之ヲ準用ス

第十三條 信託会社カ法第八十八條第三項及第九十四條第一項ノ規定ニ依リ供託ヲ為シタルトキハ遅滞ナク供託シタル事実ヲ証明スル書面ヲ添へ届出ツヘシ

第十四条 信託会社ハ法第九十五条第一項ノ規定ニ依ル検査ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク其ノ年月日及検査ノ状況ヲ報告スヘシ

第十五条 法第九十七条第二項ニ依リ外国会社ト信託事務ノ承継契約ヲ締結セムトスル場合ニ於テハ委託者及発行会社ハ許可申請書ニ次ノ書類及第六条第一項第五号乃至第七号ノ書類ヲ添付スヘシ

一 信託契約ノ定ムル所ニ依リ辞任シタルコト又ハ委託者、発行会社及社債権者集会カ辞任ニ同意シタルコトヲ表示シタル書面

二・三 (略)

第十六条 法第九十八条ニ依ル許可申請書ニハ辞任ヲ要スル事由ヲ記載シタル書面及信託事務ニ関スル計算書ヲ添付スヘシ

第十七条 法第九十九条ニ依ル申請書ニハ解任ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ但シ申請者カ社債権者集会ナルトキハ尚ホ其ノ議事録ヲ添付スヘシ

第十八条 法第一百一条第五項ニ依ル届書ニハ同条第一項ノ契約書謄本ヲ添付スヘシ

② 前項ノ書類ニハ第十五条第一号及第二号ノ書類ヲ添付スヘシ但シ第十五条ノ手続ヲ為シタル場合ハ此ノ限ニアラス

第二十条 信託会社カ信託事務ヲ終了シタルトキハ遅滞ナク総計算書ヲ添付シテ届出ツヘシ

第二十一条 担保付社債ニ関スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ガ合併ヲ為サントスルトキハ債権者ノ異議ノ催告等(会社法第七百八十九条第二項(第三号ヲ除キ同法第七百九十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム次条ニ於テ同ジ)若ハ第七百九十九条第二項(第三号ヲ除キ同法第八百二条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム次条ニ於テ同ジ)又ハ第八百十條第二項(第三号ヲ除キ同法第八百二条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム次条ニ於テ同ジ)ノ規定ニ依リ公告及催告(同法第七百八十九条第三項(同法第七百九十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム次条ニ於テ同ジ)若ハ第七百九十九条第三項(同法第八百二条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム次条ニ於テ同ジ)又ハ第八百十條第三項(同法第八百十三條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム次条ニ於テ同ジ)ノ規定ニ依リ公告ヲ官報ノ外時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙又ハ電子公告ニ依リ為シタルトキハ此等ノ方法ニ依リ公告(ヲ謂フ以下此ノ条ニ於テ同ジ)ヲ了シタル後遅滞ナク各会社共同シテ次ノ書類ヲ添付シテ届出ツベシ但シ合併ニ依リ信託ノ業務ヲ廃止スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四条 信託会社ハ法第九十五条ニ依ル検査ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク其ノ年月日及検査ノ状況ヲ報告スヘシ

第十五条 法第九十七条第二項ニ依リ外国会社ト信託事務ノ承継契約ヲ締結セムトスル場合ニ於テハ委託会社ハ許可申請書ニ左ノ書類及第六条第一項第五号乃至第七号ノ書類ヲ添付スヘシ

一 信託契約ノ定ムル所ニ依リ辞任シタルコト又ハ委託会社及社債権者集会カ辞任ニ同意シタルコトヲ表示シタル書面

二・三 (略)

第十六条 法第九十八条ニ依ル許可申請書ニハ辞任ヲ要スル事由ヲ記載シタル書面及信託事務ニ関スル計算書ヲ添付スヘシ

第十七条 法第九十九条ニ依ル申請書ニハ解任ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ但シ申請者カ社債権者集会ナルトキハ尚ホ其ノ議事録ヲ添付スヘシ

第十八条 法第一百一条第二項ニ依ル届書ニハ同条第一項ノ契約書謄本ヲ添付スヘシ

② 前項ノ書類ニハ第十五条第一号及第二号ノ書類ヲ添付スヘシ但シ第十五条ノ手続ヲ為シタル場合ハ此ノ限ニアラス

第二十条 信託会社カ信託事務ヲ終了シタルトキハ遅滞ナク総計算書ヲ添付シテ届出ツヘシ

第二十一条 担保付社債ニ関スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ガ合併ノ決議ヲ為シタルトキハ商法第百条第一項又ハ第四百十二条第一項ノ規定ニ依リ手続ヲ了シタル後遅滞ナク各会社共同シテ左ノ書類ヲ添付シテ届出ツヘシ但シ合併ニ依リ信託ノ業務ヲ廃止スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 合併ニ関スル契約書

二 合併ニ依リ設立シ又ハ合併後存続スル会社ノ定款

三 最終ノ貸借対照表、損益計算書及利益金処分計算書又ハ損失金処理計算書並ニ最近ノ日計表

四 合併ニ関スル株主總會ノ議事録若ハ社員總會ノ決議ヲ記載シタル書面又ハ総社員ノ同意アリタルコトヲ知ルニ足ル書面

五 商法第百条第二項ノ規定ニ依リタルコト又ハ同条第三項ノ規定ヲ履行シタルコトヲ証スル書面

- 一 合併契約ノ内容ヲ記載シタル書面
  - 二 合併ニ依リ設立シ又ハ合併後存続スル会社ノ定款
  - 三 最終ノ貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又ハ社員資本等変動計算書及最近ノ日計表
  - 四 合併ノ当事者タル株式会社ニ付テハ株主總會ノ議事録其ノ他必要ナル手続アリタルコトヲ証明スル書面
  - 五 合併ノ当事者タル持分会社ニ付テハ総社員ノ同意アリタルコトヲ証明スル書面
  - 六 債権者ノ異議ノ催告等ヲ為シタルコトヲ証明スル書面
  - 七 合併ニ異議ヲ述べタル債権者アリタルトキハ当該債権者ニ対シ弁済ヲ為シ若ハ相当ノ担保ヲ供シ若ハ当該債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ相当ノ財産ノ信託ヲ為シタルコト又ハ当該合併ヲ為スモ当該債権者ヲ害スルノ虞ナキコトヲ証明スル書面
- ② 合併ニ因リ設立シ又ハ合併後存続スル会社ガ新ニ信託事業ヲ営ムトスルトキハ免許申請書ニ第一項ノ書類ヲ添付スベシ
- 第二十一条ノ二 担保付社債ニ関スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ガ会社分割ヲ為サントスルトキハ債権者ノ異議ノ催告等(会社法第七百八十九条第二項若ハ第七百九十九条第二項又ハ第八百十條第二項ノ規定ニ依ル公告及催告(同法第七百八十九条第三項若ハ第七百九十九条第三項又ハ第八百十條第三項ノ規定ニ依リ公告ヲ官報ノ外時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙又ハ電子公告ニ依リ為シタルトキハ此等ノ方法ニ依ル公告(同法第七百八十九条第三項又ハ第八百十條第三項ノ規定ニ依リ各別ノ催告ヲ要セザル場合以外ノ場合ニ於テハ当該公告及催告)ノヲ謂フ以下此ノ条ニ於テ同ジ)ヲ了シタル後遅滞ナク次ノ書類ヲ添付シテ届出ツベシ
- 一 新設分割計画又ハ吸収分割契約ノ内容ヲ記載シタル書面
  - 二 会社分割ノ当事者タル担保付社債ニ関スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ノ定款
  - 三 最終ノ貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又ハ社員資本等変動計算書及最近ノ日計表
  - 四 会社分割ノ当事者タル株式会社ニ付テハ株主總會ノ議事録其ノ他必要ナル手続アリタルコトヲ証明スル書面
  - 五 会社分割ノ当事者タル持分会社ニ付テハ総社員ノ同意アリタルコトヲ証明スル書面(当該合同会社ガ其ノ事業ニ関シ有スル権利義務ノ一部ヲ他ノ会社ニ承継セシムル場合ニ於テハ社員ノ過半数ノ一致アリタルコトヲ証明スル書面)
  - 六 債権者ノ異議ノ催告等ヲ為シタルコトヲ証明スル書面
  - 七 会社分割ニ異議ヲ述べタル債権者アリタルトキハ当該債権者ニ対シ弁済ヲ為シ若ハ相当ノ担保ヲ供シ若ハ当該債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ相当ノ財産ノ信託ヲ為シタルコト又ハ当該会社分割ヲ為スモ当該債権者ヲ害スルノ虞ナキコトヲ証明スル

- ② 合併ニ因リ設立シ又ハ合併後存続スル会社ガ新ニ信託事業ヲ営ムトスルトキハ免許申請書ニ第一項ノ書類ヲ添付スベシ

- 第二十一条ノ二 担保付社債ニ関スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ガ分割ノ決議ヲ為シタルトキハ商法第三百七十四条ノ四第一項又ハ第三百七十四条ノ二十第一項ノ規定ニ依リ手続ヲ了シタル後遅滞ナク左ノ書類ヲ添付シテ届出ツベシ
- 一 分割計画書又ハ分割契約書
  - 二 分割ノ当事者タル担保付社債ニ関スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ノ定款
  - 三 最終ノ貸借対照表、損益計算書及利益金処分計算書又ハ損失金処理計算書並ニ最近ノ日計表
  - 四 分割ニ関スル株主總會ノ議事録
  - 五 商法第三百七十四条ノ四第三項若ハ第三百七十四条ノ二十第二項ニ於テ準用スル同法第百條第二項ノ規定ニ依リタルコト又ハ同法第三百七十四条ノ四第三項若ハ第三百七十四条ノ二十第二項ニ於テ準用スル同法第百條第三項ノ規定ヲ履行シタルコトヲ証スル書面

書面

第二十二條 法第十四條及第十五條ニ依ル請求書ニハ請求者カ利害關係ヲ有スル事實及清算人ノ選任又ハ解任ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面ヲ添付シテ差出スヘシ

第二十三條 担保付社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ノ清算人ハ就職後遅滞ナク会社財産ノ現況ヲ調査シ財産目録及貸借対照表ヲ添付シテ届出ツヘシ

② (略)

③ 清算力結了シタルトキハ遅滞ナク決算報告書ヲ添付シテ届出ツヘシ

第二十五條 担保付社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社定款ヲ變更シ、支払ヲ停止シ又ハ解散ノ事由發生シタルトキハ遅滞ナク其ノ事由ヲ具シテ届出ツヘシ

第二十六條ノ二 信託会社ノ事業年度ハ他ノ特別ノ法律ニ別ノ定アル場合ヲ除ク外四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三月迄トス

第二十六條ノ三 信託会社ハ信託業法施行規則第四十二條第一項ニ規定スル様式ニ準ジテ事業報告書ヲ作り之ヲ内閣総理大臣ニ提出スヘシ但シ担保付社債ニ關スル事項ハ附属様式ニ準ジテ事業報告書中ニ之ヲ記載スヘシ

② 銀行事業又ハ信託業法ニ依ル信託業ヲ兼營スル信託会社ニ對シテハ前項ノ規定ヲ適用セス此ノ場合ニ於テハ銀行法、信託業法又ハ其ノ他ノ特別ノ法律ニ依リテ提出スヘキ報告書中ニ担保付社債ニ關スル事項ヲ附属様式ニ準シテ記載スヘシ

第二十六條ノ四 法又ハ本令ノ規定ニ依リ内閣総理大臣ニ差出ス免許申請書及添付書類ハ金融庁長官ヲ經由シ差出スヘシ

第二十二條 法第十四條及第十五條ニ依ル請求書ニハ請求者カ利害關係ヲ有スル事實及清算人ノ選任又ハ解任ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面ヲ添付シテ差出スヘシ

第二十三條 担保付社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ノ清算人ハ就職後遅滞ナク会社財産ノ現況ヲ調査シ財産目録及貸借対照表ヲ添付シテ届出ツヘシ

② (略)

③ 清算力結了シタルトキハ遅滞ナク決算書ヲ添付シテ届出ツヘシ

第二十五條 担保付社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社定款ヲ變更シ、支払ヲ停止シ又ハ解散ノ事由發生シタルトキハ遅滞ナク其ノ事由ヲ具シテ届出ツヘシ

第二十六條ノ二 信託会社ノ營業年度ハ他ノ特別ノ法律ニ別ノ定アル場合ヲ除ク外四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三月迄トス

第二十六條ノ三 信託会社ハ信託業法施行規則第四十二條第一項ニ規定スル様式ニ準ジテ營業報告書ヲ作り之ヲ内閣総理大臣ニ提出スヘシ但シ社債ニ關スル事項ハ附属様式ニ準シテ營業報告書中ニ之ヲ記載スヘシ

② 銀行事業又ハ信託業法ニ依ル信託業ヲ兼營スル信託会社ニ對シテハ前項ノ規定ヲ適用セス此ノ場合ニ於テハ銀行法、信託業法又ハ其ノ他ノ特別ノ法律ニ依リテ提出スヘキ報告書中ニ社債ニ關スル事項ヲ附属様式ニ準シテ記載スヘシ

第二十六條ノ四 法又ハ本令ノ規定ニ依リ内閣総理大臣ニ差出ス免許申請書及添付書類ハ金融庁長官ヲ經由シ差出スヘシ